

○ 横手市上下水道料金徴収等業務委託共同企業体制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する横手市上下水道料金徴収等業務委託に参加することができる共同企業体（以下「共同企業体」という。）の資格審査その他共同企業体に関し必要な事項を定めるものとする。

(共同企業体の原則)

第2条 市が発注する横手市上下水道料金徴収等業務委託は、単体企業への発注を基本とするが、技術力の結集等により効果的な履行が確保できると認められる適正な範囲で、共同企業体を活用することができる。

(構成員の数、組合せ及び資格等)

第3条 共同企業体の構成員の数、組合せ、資格等は、次のとおりとする。

(1) 構成員の数 2者若しくは3者

(2) 組合せ 本市の入札参加有資格者名簿に登録された者のみの組合せ

(3) 資格 構成員は、発注する業務に対応する業務種別について、本市の入札参加資格登録がなされていること。

(4) 結成方法 自主結成。ただし、市長が必要と認めるときは、予備指名の方法によることができる。

2 出資比率は、構成員が自主的に定めるものとする。ただし、その最小出資比率は、30パーセント以上とする。

3 代表者は、円滑な共同履行を確保するため履行能力の大きい者とし、その出資比率は、構成員のうち最大でなければならない。

(入札参加資格申請)

第4条 共同企業体を結成し、競争入札に参加を希望する者は、共同企業体入札参加資格申請書（様式第1号）に共同企業体協定書（様式第2号）を添付して、資格審査を申請しなければならない。

2 前項の資格審査は、「横手市上下水道料金徴収等業務委託」受託候補者選定に係る実施要領に基づき行う。

(入札書)

第5条 共同企業体の代表者は、競争入札における共同企業体の入札書に記名押印しなければならない。

(契約書)

第6条 共同企業体の代表者は、業務委託契約書に記名押印しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、電磁的記録にて作成することができる。

(代表者の権能)

第7条 業務の監督、請負代金の支払等契約に基づく行為については、共同企業体の代表者を相手方とするものとする。

(共同企業体の特例)

第8条 第2条から前条までの規定にかかわらず、市長は、特別の事情があると認めるときは、別に定める基準によって結成された共同企業体を活用することができる。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から適用する。

様式第1号(第4条関係)

共同企業体入札参加資格申請書

年 月 日

横手市長 様

共同企業体の名称

共同企業体の住所・名称及び代表者の氏名

共同企業体構成員の住所・名称及び代表者の氏名

(必要に応じて欄を追加すること。)

今般、連帯責任によって 〃 〃 の共同請負をするため、 〃 を
代表者とする 〃 共同企業体を結成したので、共同企業体で横手市が発
注する横手市上下水道料金徴収等業務委託の競争入札に参加したく、次の書類を添えて入
札参加資格審査の申請をします。

なお、この申請書及び添付資料のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約しま
す。

添付資料

- 1 共同企業体協定書
- 2 委任状
- 3 使用印鑑届
- 4 その他必要とされる書類

別紙

その1

委 任 状

受任者所在地

商号(名称)

職・氏名

㊟

を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

- 1 横手市が行う(業務名)請負に関し、入札(見積)・契約行為並びに代金の請求及び受領に関する一切の件
- 2 復代理人選任の件

年 月 日

横 手 市 長 様

所 在 地

商号(名称)

代 表 者

㊟

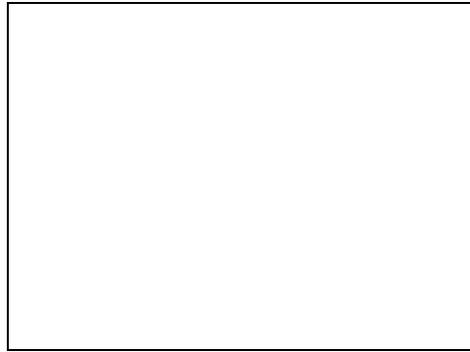
(必要に応じて欄を増やして使用すること。)

別紙
その2

使 用 印 鑑 届

横手市における入札(見積)、契約行為のため、次の印鑑を使用したいので届出します。

年 月 日



横 手 市 長 様

所 在 地

商号(名称)

代表者又は
受任者氏名



様式第2号(第4条関係)

共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、横手市上下水道料金徴収等業務委託を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、
共同企業体(以下「企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 企業体は、事務所を横手市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 企業体は、
年 月 日に成立し、その存続期間は、企業体に係る水道料金等徴収業務委託の履行後3箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

(構成員の住所及び名称)

第5条 企業体の構成員は、次のとおりとする。

秋田県横手市〇〇町〇〇番地 〇〇株式会社

秋田県横手市〇〇町〇〇番地 〇〇株式会社

(必要に応じて欄を増やして使用すること)

(代表者の名称)

第6条 企業体は、〇〇株式会社(代表者氏名) を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 企業体の代表者は、横手市上下水道料金徴収等業務委託の履行に関し、企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 企業体の構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務について発注者と契約内容の変更があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇株式会社 %

〇〇株式会社 %

(必要に応じて欄を増やして使用すること。)

- 2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくの上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに水道料金等徴収業務委託の履行の基本に関する事項、資金管理方法その他企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、横手市上下水道料金徴収等業務委託の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、横手市上下水道料金徴収等業務委託の請負業務の履行及び水道料金・下水道使用料徴収等業務委託の実施に伴い企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 企業体は、横手市上下水道料金徴収等業務委託完了の都度当該業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(業務期間中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、企業体が業務を完成する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち業務期間中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合

は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。

- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益分の配当は行わない。

(業務期間中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務期間途中において破産し、又は解散した場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(解散後の契約不適合)

第18条 企業体が解散した後において、当該業務につき契約の内容に適合しないものがあつたときは、各構成員は、共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(協定書に定めない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇〇〇株式会社外1社は、上記のとおり 共同企業体協定書を締結したので、その証拠としてこの協定書(構成員数に1通を加える)通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇株式会社

代表取締役

①

秋田県横手市〇〇町〇〇番地

〇〇株式会社

代表取締役

①